

魚津市告示第59号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の
一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p><u>(7) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。</u></p> <p><u>(8) UIJターン 市外から転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されることをいう。</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(助成対象経費等)</p> <p>第5条 <u>助成金の種類、助成対象経費、対象者の区分、助成金の額及び助成金の限度額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(認定申請)</p> <p>第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる日までに、魚津市創業者支援事業助成金認定申請書(様式第1号)に別表第2に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第8条 認定決定事業者は、次の各号に掲げる日から1月以内に、魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に別表第2に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>第9条-第12条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(助成対象経費等)</p> <p>第5条 <u>助成金の種類、助成対象経費、助成金の額及び助成金限度額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(認定申請)</p> <p>第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる日までに、魚津市創業者支援事業助成金認定申請書(様式第1号)に別表に規定する添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(交付申請等)</p> <p>第8条 認定決定事業者は、次の各号に掲げる日から1月以内に、魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>第9条-第12条 (略)</p>

改正後	改正前
別表第 1 (第 5 条関係) 【別記 1】	別表 (第 5 条、第 6 条及び第 8 条関係) 【別記 1】
別表第 2 (第 6 条及び第 8 条関係) 【別記 2】	
様式第 1 号 (第 6 条関係) 【別記 3】	様式第 1 号 (第 6 条関係) 【別記 3】
様式第 2 号・様式第 3 号 (略)	様式第 2 号・様式第 3 号 (略)
様式第 4 号 (第 8 条関係) 【別記 4】	様式第 4 号 (第 8 条関係) 【別記 4】
様式第 5 号 (略)	様式第 5 号 (略)
様式第 6 号 (第 9 条関係) 【別記 5】	様式第 6 号 (第 9 条関係) 【別記 5】
様式第 7 号 (第 10 条関係) 【別記 6】	様式第 7 号 (第 10 条関係) 【別記 6】

別表第1（第5条関係）

助成金の種類	助成対象経費	対象者の区分	助成金の額	助成金限度額
改装助成金	新規創業にかか る店舗等の改装 工事にかかる費 用	新規創業者	助成対象経費の3分 の1	50万円
		特定創業支援等事業によ る支援を受けている者	助成対象経費の2分 の1	75万円
		営業開始初日に40歳未満 の者	助成対象経費の2分 の1	80万円
		特定創業支援等事業によ る支援を受けており、か つ、営業開始初日に40歳 未満の者	助成対象経費の3分 の2	105万円
	上記以外の新規 創業にかかる費 用	認定申請日の時点で、居 住誘導区域内にU I J タ ーンを行った日から2年 を経過していない40歳未 満の者	10万円	—
奨励金	新規創業にかか る費用	新規創業者	10万円。ただし、次 のいずれかに該当す る者は、それぞれ該 当番号に定める額を 加算する。 1 特定創業支援等 事業による支援を 受けている者 5 万円 2 営業開始初日に 40歳未満の者 10 万円 3 女性 5万円 4 認定申請日の時 点で、居住誘導区 域内にU I J タ ーンを行った日から 2年を経過してい ない40歳未満の者 10万円	—
貸店舗賃 料助成金	営業開始初日か ら12月分までの 賃料	改装助成金又は奨励金の 認定申請者のうち、居住 誘導区域内の貸店舗で創	助成対象経費の3分 の1	20万円

【別記1】

改正後

		<u>業した40歳未満の者</u>		
--	--	-------------------	--	--

備考

- 1 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 法人の場合、助成金の額は、営業開始初日における法人の代表者（代表者が複数いる場合にあっては、そのうちのいずれかの者）の年齢及び性別によるものとする。
- 3 助成対象経費には、消費税及び地方消費税は、含めないものとする。

別表（第5条、第6条及び第8条関係）

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	新規創業にかかる店舗等の改装工事にかかる費用	助成対象経費の3分の1。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者又は営業開始初日に40歳未満の者 2分の1 2 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ、営業開始初日に40歳未満の者 3分の2	50万円。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者 75万円 2 営業開始初日に40歳未満の者 80万円 3 特定創業支援等事業による支援を受けており、かつ、営業開始初日に40歳未満の者 105万円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・改装工事にかかる見積書の写し ・工事内容のわかる図面等 ・生年月日がわかる身分証明書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し ・改装前及び改装後の写真 ・開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	新規創業にかかる費用	10万円。ただし、次のいずれかに該当する者は、それぞれ該当番号に定める額を加算する。 1 特定創業支援等事業による支援を受けている者 5万円 2 営業開始初日に40歳未満の者 10万円 3 女性 5万円	/	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し ・開業届又は商業法人登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の事実が確認できる書類
貸店舗賃助成金	40歳未満の者が魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域内の貸店舗	助成対象経費の3分の1	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 ・市税等納付状況確認同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料の支払いを証する書類

助成金の種類	助成対象経費	助成金の額	助成金限度額	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
	で創業した場合の営業開始初日から12月分までの賃料			<ul style="list-style-type: none"> ・生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し ・開業届又は商業法人登記事項証明書 ・店舗の賃貸借契約書の写し 	

備考

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の種類を選択して第6条の申請をする。ただし、改装助成金と奨励金は、どちらか一方しか申請できない。
- 2 同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、助成金ごとに1回限りとする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 申請者が法人の場合、助成金の額は、営業開始初日における法人の代表者の年齢及び性別によるものとする。
- 5 助成対象経費には、消費税及び地方消費税は、含めない。

【別記2】

別表第2（第6条及び第8条関係）

助成金の種類	認定申請時添付書類	交付申請時添付書類
改装助成金	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 改装工事にかかる見積書の写し 5 工事内容のわかる図面等 6 生年月日がわかる身分証明書の写し 7 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内にU I Jターンを行った日から2年を経過していない40歳未満の者） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し 2 改装前及び改装後の写真 3 開業届又は商業法人登記事項証明書
奨励金	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書 3 市税等納付状況確認同意書 4 生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し 5 戸籍の附票の写し（認定申請日の時点で、居住誘導区域内にU I Jターンを行った日から2年を経過していない40歳未満の者） 	営業の事実が確認できる書類
貸店舗賃料助成金	店舗の賃貸借契約書の写し	賃料の支払いを証する書類

備考

- 1 認定申請者は、助成金の種類を選択して申請をするものとする。ただし、改装助成金と奨励金は、いずれか一方しか申請できない。
- 2 同一認定決定事業者に対する助成金の交付は、助成金ごとに1回限りとする。

【別記3】

改正後

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金認定申請書

魚津市創業者支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金
2 対象経費	円	定額	月額 円
3 認定申請額	(助成対象経費 ×助成率) 円		円
4 創業予定地	魚津市		
5 営業開始初日(予定)	年 月 日		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- 3 市税等納付状況確認同意書
- 4 生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し
- 5 その他関係書類

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金認定申請書

魚津市創業者支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金 <u>(改装助成金又は奨励金との 同時受給可)</u>
2 対象経費	円		月額 円
3 認定申請額	(助成対象経費 ×助成率) 円	定額 円	(助成対象経費× 1/3×入居月数) 円
4 創業予定地	魚津市		
5 営業開始初日(予定)	年 月 日		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
- 3 市税等納付状況確認同意書
- 4 生年月日及び性別がわかる身分証明書の写し
- 5 その他関係書類

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市創業者支援事業が完了し、助成金の交付を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

1 改装助成金の場合

- (1) 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 改装前及び改装後の写真
- (3) 開業届又は商業法人登記事項証明書

2 奨励金の場合

営業の事実が確認できる書類

3 貸店舗賃助成金の場合

賃料の支払いを証する書類

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

魚津市創業者支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市創業者支援事業が完了し、助成金の交付を受けたいので、魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

関係書類

1 改装助成金の場合

- (1) 助成対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 改装前及び改装後の写真
- (3) 開業届又は商業法人登記事項証明書

2 奨励金の場合

営業の事実が確認できる書類

3 貸店舗賃助成金の場合

賃料の支払いを証する書類

【別記5】

改正後

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

魚津市創業者支援事業助成金請求書

年 月 日付け魚津指令第 号で交付決定を受けた魚津市創業者支援事業助成金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [※]					店舗コード [※]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通	口座番号								
	2 当座									
	3 その他 ()									

※請求者名義の口座を記入してください。

【別記5】

改正前

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称

印

魚津市創業者支援事業助成金請求書

年 月 日付け魚津指令第 号で交付決定を受けた魚津市創業者支援事業助成金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [※]					店舗コード [※]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通	口座番号								
	2 当座									
	3 その他 ()									

※請求者名義の口座を記入してください。

【別記6】

改正後

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

宛報告者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金事業報告書

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定事業者			
2 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金
3 交付年度	年度	年度	年度
4 交付決定番号	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)
5 交付金額	円	円	円

添付書類

- 1 確定申告書又は決算書の写し
- 2 その他関係書類

【別記6】

改正前

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

あて報告者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

魚津市創業者支援事業助成金事業報告書

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定事業者			
2 助成金の種類 (○で選択)	改装助成金	奨励金	貸店舗賃助成金
3 交付年度	年度	年度	年度
4 交付決定番号	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)	魚津市指令第 号(年 月 日付け)
5 交付金額	円	円	円

添付書類

- 1 確定申告書又は決算書の写し
- 2 その他関係書類

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。